

ゴーパンダジム利用規約

第1条【適用範囲】

本規約は、「GOPANDA GYM（ゴーパンダジム）」の本部である株式会社ゴーパンダ（以下「本部」といいます。）の全施設が、日本国内において「ゴーパンダジム」として運営するボクシングジム（以下総称して「本ジム」といいます。）およびそれに派生するサービスの利用に関し適用されるものとします。

第2条【独立運営】

第2条 【店舗単位での運営】

- 本ジムは、同一の事業者により運営される場合であっても、各店舗が店舗単位で運営されており、会員管理・会費・施設利用のルール等は店舗ごとに定められています。
- 本ジムに入会した者（以下「会員」といいます。）および、会費以外で各店舗が認めた利用者（第6条に定義、以下「ビジター」といいます。）は、利用店舗ごとに異なる規則が適用されることを了承した上で、店舗を利用するものとします。
- 会員は、所属店舗以外の店舗を利用する場合、別途、他店舗が定める条件・手続を満たす必要があることを理解します。

第3条【会員制度】

- 本ジムは会員制とします。
- 本ジムに入会しようとするときは、本規約を承諾し、所属を希望する店舗に所定の入会申込書（Web上の申込み等電磁的媒体・記録による場合を含み、以下「入会申込書等」といいます。）を提出し、利用契約等の諸契約を締結することにより当該店舗への入会が認められ、当該店舗（以下「所属店舗」といいます。）の諸施設を利用することができます。
- 会員は、入会時、ご利用開始月からその翌月分までの会費を支払うものとします。
- 会員は、ご利用開始日より、所属店舗を利用することができます。または全ての店舗を利用することもできます。
- 会員は、本規約（第21条により改定されたものを含みます）、利用する店舗が入居する施設内の諸規則、その他本部および本ジムが定める規則を全て遵守しなければなりません。

第4条【入会資格】

次の各号のいずれかに該当する者は本ジムの会員になることはできません。

- 本規約および利用する各店舗の諸規則を遵守できない者
- 入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
- 現在「ゴーパンダジム」のいずれかの店舗の常駐会員である者
- 過去または現在において暴力団または反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有する者と本部または本ジムが判断した者
- 医師等により運動を禁じられている者
- 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある病状を有している者
- 所属する学校または団体において本ジムへの入会が禁じられている者
- 入会申込書等に含まれる「確認事項」「同意事項」に同意できない者
- その他、本部または本ジムが会員としてふさわしくないと判断した者

第5条【会費】

- 各店舗の会費、決済手数料、その他の費用（以下「会費等」といいます。）は、所属店舗が定めるものとします。会員は、会費等が店舗ごとに異なることを理解します。
- 会員は、会費等を、所属店舗所定の方法で支払うものとします。支払う時期は、在籍する月の月末までの分を、前月27日までに支払うものとします。但し、入会時の初回支払時期については別途定めます。
- 会員は、実際の店舗利用の有無にかかわらず、本規約が定める会費等を全て支払う義務があります。一旦支払った会費等は、本規約の定めがある場合を除いて返還しません。
- 本ジムまたは店舗は、会費等の改定を行うことができます。その場合、改定を行う各店舗は、適用法令に準ずるとともに、改定料金の初回引落日を2週間前までに会員に告知するものとします。以後は改定後の会費等が適用されるものとします。
- 会員が会費等その他の債務を、支払期日を過ぎても履行しない場合、本ジムは、会員に対し、未払いの会費等について再度の口座振替もしくはクレジットカードによる決済を行う際または会員がクレジットカードによる決済を行う際（以下「口座振替等」という）、口座振替等の都度、所属店舗所定の金額を口座振替等手数料として、会費等その他の債務と一括して、本ジムが指定する方法で支払いを求めることができるものとします。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

第6条【会員以外の店舗の利用】

- 本ジムは、次の条件をいずれも満たす場合にのみ、ビジターに自己が運営する店舗を利用させることができます。その他の場合には、会員が同伴した場合を含め、会員以外の者による店舗の利用はできません。
 - 当該店舗がビジターについて利用料を定めているときは、これを支払うこと。
 - 店舗の利用を、同伴した会員に認められた範囲および店舗が必要に応じて制限した範囲に限ること。
- 会員は、ビジターを同伴するときは、ビジターに対し本規約に定める遵守事項を遵守させるものとします。

第7条【遵守事項】

会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければなりません。

- 本ジムの利用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、各店舗の説明並びに指示に従わなければなりません。
- 本ジムの利用は、常に各店舗が定める以下の禁止事項を含め、ドレスコードを遵守します。
 - 施設または器具を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品等
ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるハリベント（びょう）がついている衣服、履物または服飾品等
 - 伸縮性に欠ける、滑りやすい、器具等に巻き込まれる可能性があるなど、トレーニングにふさわしくない衣服、履物、服飾品または装飾品 サングラス、草履、長靴等
 - 会員および他の会員を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品
 - 上半身あるいは下半身裸、下着のみ、またはそれに準じる格好
 - ヒールが高い、または滑りやすいなど、トレーニングにふさわしくない履物
 - その他、本ジムまたは各店舗がふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品
- 本ジム内において、以下の行為は禁止されます。なお、本ジムの施設外であっても、他の会員、ビジター、スタッフ、または店舗の運営に影響する行為は、同様禁止されます。
 - 施設外に対する汚損販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力の依頼行為、署名活動
 - 刃物などの危険物や他者または施設、器具を傷つける可能性のある物品の施設内への持ち込み
 - 正当な理由なく（他者の所持品に触れること。）
 - 他の会員またはビジターに対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行うこと。
 - 本規約に基づき本ジムの利用を認められていない者を同伴させること。
 - 物を投げける、壊す、叩く等、他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為
 - 大声、奇声を発する行為、他の会員もしくはスタッフが対応する暴力行為、行く手を塞ぐ等の威嚇行為または迷惑行為
 - 他の会員、ビジター、スタッフにけし、待ち伏せし、後をつき、またはまじりに話しかける等行為
 - 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為
 - 酒気を帯びての入館
 - 動物を館内に持ち込むこと。ただし、あらかじめ利用する店舗が承諾した補助犬は除く。
 - 他の会員の諸施設利用を妨げる行為
 - 本ジムの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷つけること。

第8条【入館の禁止退場】

- 各店舗は、以下の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができます。
 - 本規約（第7条を含み、これに限られない）および各店舗の諸規則を遵守しない者
 - 本部または店舗において、第4条に定める入会資格を欠いていると判断した者、または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者
 - 本部または店舗において、体調不良、薬物使用等により正常な施設利用ができないと判断した者
 - 本部または店舗において、著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者
 - 本規約の手続に従わず会員以外の者を入館させた者および入館した会員以外の者
 - 自己都合により会費等の全部もしくは一部を2か月間滞納し、または会費等の全部もしくは一部を支払わないが2か月連続した者
 - 上記の他、本部または店舗において入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者
- 本ジムへの入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。

第9条【休会および復帰】

- 会員は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして、所属店舗に来店し、所定の休会届の記入による手続きを行った上で、月単位で本ジムを休会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
- 休会手続は、休会開始を希望する月の前月10日までにを行うものとします。その場合、休会開始希望月の1日より休会扱いとします。各月の11日以降に休会手続がとられた場合は、翌々月の1日より休会扱いとなります。
- 休会する会員は、別に各店舗が定める休会費を支払うものとします。
- 本条の休会手続が完了しない場合は休会扱いとなりませんが、本ジムのご利用がなくても通常の会費等が発生します。
- 休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後、自動的に月単位でご利用に復帰扱いとなります。その場合、復帰月から通常の会費等を支払うものとします。

第10条【退会】

- 会員が自己都合により本ジムを退会する場合は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして、所属店舗に来店し、所定の退会届の記入による手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
- 退会手続は、退会を希望する前月10日までにを行うものとします。その場合当該月の末日をもって退会となります。各月の11日以降に退会手続がとられた場合は、翌々月の末日をもって退会扱いとなります。
- 本条の退会手続が完了しない場合は在籍となりますので、本ジムのご利用がなくても通常の会費等が発生します。
- 会費等の全部または一部が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
- 会費等は、退会月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。
- 会員が本ジムの運営上、必要な手続きを所定の期間内に行わなかった場合は、第13条に基づく退会とします。
- 会員が本ジムに届け出た最新の連絡先に対して、本ジムより応答を求める連絡をしているにもかかわらず、当該会員が2か月間応答をしなかった場合は、第13条に基づく退会とします。

第11条【移籍】

- 会員は、第3条第4項に定められたとおり、全ての店舗を利用できますが、会員が、所属店舗より他の特定の店舗を主に利用しているとして所定の基準に基づき判断された場合は、文書または電子メール等での通知をもって自動的に会員を移籍させることができます。移籍の際には、移籍後の所属店舗において定められた会費等をお支払いいただきます。移籍後の会費等は、移籍前の所属店舗において定められている会費等より高額となる場合もあります。
- 移籍にあり、会員が移籍前の所属店舗において契約していたロッカー等の付随契約については、移籍後の所属店舗において引き継がれません。

第12条【届出等】

- 会員は、入会申込書等に記載した内容に変更があったときは、速やかに所属店舗において、所定の手続をもって変更の届け出をしなければなりません。
- 店舗、本ジムおよび本部から会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所またはメールアドレス等において、その発送をもって効力を有するものとし、未達または遅着等となっても、発信後の責を負いません。

第13条【規約退会】

- 本条、本ジムおよび店舗は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を本ジムから強制的に退会させることができます。
 - 本規約（第7条を含み、これに限られない）および各店舗の諸規則を遵守しないとき。
 - 本ジム内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、本ジムの運営に影響が生じうると判断されるとき。
 - 本部または本ジムにおいて、第4条に定める入会資格を欠いていると判断したとき、または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。
 - 第10条第6項、第7項に該当したとき。
 - その他、本部または本ジムにおいて、会員としてふさわしくない言動があったと認めるとき。
- 本ジムから強制的に退会させられた会員は、退会時から全ての店舗を使用することができます。
- 本ジムから強制的に退会させられた会員に対しては、店舗は、前納分または既払分の会費等があっても、これを返還することはいたしません。
- 規約退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、全ての店舗への入会はできません。

第14条【資格喪失】

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

- 退会
- 死亡または法人の解散
- 本ジムを閉鎖したとき

第15条【会員資格の譲渡禁止等】

本ジムの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第16条【営業日および営業時間】

各店舗の営業日、営業時間およびスタッフ受付時間については、店舗が別に定めます。ただし、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第17条【店舗施設の利用制限】

- 店舗は、次の理由により各店舗施設の一部または全部の利用を制限することができます。そのような制限がなされる場合でも、店舗が別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはなく、本部および加盟店は、会員に対し、特別の補償は行いません。
 - 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと店舗が判断し、営業が困難と認めたとき。
 - 施設、設備の点検、補修または改修をするとき。
 - 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
 - その他、店舗が休業を必要と認めるとき。
- 前項の場合、事前にその旨を本ジムのホームページ等で告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第18条【店舗施設の閉鎖・変更】

- 各店舗は、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することができます。
 - 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと本部、本ジムまたは店舗が判断し、営業を不可能と認めたとき。
 - 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他店舗の経営上等やむを得ない事由が発生したとき。
 - 店舗において経営上等やむを得ない事由が発生した場合にあって、3か月前に予告のうえ解散したとき。但し、解散の原因が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、上記の予告期間を合理的に短縮することができるものとします。
- 店舗施設の閉鎖・変更の場合、店舗が別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはなく、本部および店舗は、会員に対し、特別の補償は行いません。

第19条【賠償責任】

本ジム内で発生した負傷、盗難、傷害その他の事故については、本部および店舗は、その故意または重大過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

- 本部および店舗は、ジムの過失による損害であっても、通常生じうる範囲を超える損害については賠償責任を負いません。
- 会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、本部および店舗または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

第20条【通知予告】

本規約および本ジムの諸事情に関する通知または予告は、店舗所定の場所に掲示する方法または電子メール等により行います。

第21条【本規約その他の諸規則の改定】

適用法令に従い、本部は、本規約、細則、利用規定、その他本ジムの運営、管理に関する事項を改定することができます。店舗は、店舗が運営する店舗の運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用されます。

第22条【適用法および専属的合意管轄裁判所】

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。会員と本部または本ジムの間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第23条【正本】

本部および本ジムは、本規約を外国語に翻訳し日本語と外国語との対訳形式で本規約を発行することがありますが、日本語版を正本とし、日本語版と外国語版に不一致がある場合は日本語版が優先します。

附則。本規約は2025年4月1日より効力を発生します。

(改訂) 2025年4月1日/2019年5月26日

